

豊川市総合保健センター（仮称）整備に係る設計業務委託特記仕様書

第1 業務概要

豊川市総合保健センター（仮称）整備に係る設計業務委託特記仕様書（以下「本仕様書」という。）は、豊川市が発注する豊川市総合保健センター（仮称）整備に係る基本設計及び実施設計業務（以下「本業務」という。）に適用する。

1 業務の名称

豊川市総合保健センター（仮称）整備に係る設計業務委託

2 業務の内容

豊川市総合保健センター（仮称）建設工事及びこれに附帯する工事等に係る基本設計及び実施設計

3 計画施設概要

(1) 施設名称 豊川市総合保健センター（仮称）

(2) 敷地の位置 愛知県豊川市八幡地区

(3) 施設機能 教育・相談機能、妊産婦支援機能、健康診査機能、非常時機能、児童発達支援機能、医療機能ほか

(4) 施設用途

用途	延床面積	備考
庁舎等	4,600㎡	保健センター 三師会事務局（医師会、歯科医師会、薬剤師会） 児童発達支援センター
診療所	700㎡	休日夜間急病診療所

4 設計と条件

(1) 敷地の条件

項目	内容
所在地	愛知県豊川市八幡駅周辺地区
敷地面積	約11,100㎡
用途地域	準工業地域
地区・地域	特別用途地区、地区計画区域
防火地域・準防火地域	指定なし
建ぺい率	60%

項目	内容
容積率	200%
道路	西側 都市計画道路篠束野口線 幅員22m 北側 道路1号 幅員17m 東側 道路2号 幅員16m 南側 道路4号 幅員2.5m
水道	水道給水可能区域
下水道	公共下水道区域

(2) 施設の条件

項目	内容
延べ面積	5,300㎡以内 ※基本設計業務により決定した施設規模に基づき、実施設計業務の契約金額について変更契約を行います。
主要構造	本業務において決定する。
高さ	本業務において決定する。
耐震安全性の目標	構造体 I類 建築非構造部材 A類 建築設備 甲類
駐車場	150台程度

(3) 建設の条件

ア 概算工事費（外構工事等を含む。）

約27億8千万円（消費税及び地方消費税を含む。）

工事費については、本業務で改めて概算工事費を算出のうえ縮減等を検討する。

イ 建設工期（予定）

令和6年7月頃着工 令和8年3月頃完成予定

(4) 設計と条件の資料

ア 豊川市総合保健センター（仮称）基本構想、同基本計画を十分理解の上、本業務を実施すること。

イ 本業務を行うにあたり、必要地耐力の検討等の土質判定を目的として、発注者と協議のうえのとおりの地盤調査を実施すること。

(ア) ボーリング調査 一式 ※30m×4か所=120m程度

(イ) 標準貫入試験 一式

(ウ) 物理試験 一式

ウ 現地を十分確認の上業務に取り組むこと。ただし、現地を確認する際は近隣施設や利用者の支障とならないよう留意すること。

エ 関係法令を遵守し、関係機関と十分打合せを行うこと。

オ コスト縮減を図り、環境に配慮したシステムを採用すること。

- カ 備品、家具等の計画、レイアウト及び概算業務は本業務に含む。
- キ 現段階で、建築・電気・機械・外構工事の発注方法が未定であるため、一体発注・分離発注した場合でも対応できるよう図面・数量の作成を行うこと。

5 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年2月29日まで

(1) 基本設計業務・地質調査業務

契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

(2) 実施設計業務

令和5年4月1日から令和6年2月29日まで

ただし、次のとおり部分引渡しを行うものとする。

ア 概算事業費等 令和5年8月31日まで

イ 設計図書・積算資料等建設工事発注に関するもの 令和5年12月28日まで

第2 業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書(最新版)」(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)によるものとし、発注者と受注者の協議によって決定する。

1 プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行

(1) 業務実施体制

受注者は、プロポーザル方式による手続きを経て設計業務を受託した場合には、提案された履行体制により当該業務を履行する。ただし、変更すべき事由が生じた場合においては、監督職員との協議によって決定する。

(2) プロポーザル時に提案された技術提案の内容

本業務の本仕様書に反映する事項は、監督職員との協議によって決定する。

2 設計業務の内容及び範囲

(1) 基本設計業務

ア 一般業務の範囲

- (ア) 建築(総合)基本設計に関する標準業務
- (イ) 建築(構造)基本設計に関する標準業務
- (ウ) 電気設備基本設計に関する標準業務
- (エ) 給排水衛生設備基本設計に関する標準業務
- (オ) 空調換気設備基本設計に関する標準業務
- (カ) 機械設備(昇降機を含む。)基本設計に関する標準業務

イ 追加業務の内容及び範囲

(ア) 一般事項

- a コスト縮減計画書・ライフサイクルコスト概算書の作成
- b リサイクル計画書の作成
- c 透視図作成（鳥瞰1点、外観1点、内観2点）サイズA3

(イ) 計画作成業務

- a 備品、家具等のレイアウト及びリスト作成を含む概算業務
- b サイン計画の方針及び計画図等の作成

(ウ) 申請手続き等業務

豊川市土地利用事業指導要綱に基づく手続き業務

(I) その他

- a 概略工事工程表の作成
- b 比較検討資料の作成
- c 現況測量・高低測量

（施設の建設に必要な測量を想定しており、敷地面積全体の測量ではない。）

- d その他本業務に必要な業務

(2) 実施設計業務

ア 一般業務の範囲

- (ア) 建築（総合）実施設計に関する標準業務
- (イ) 建築（構造）実施設計に関する標準業務
- (ウ) 電気設備実施設計に関する標準業務
- (I) 給排水衛生設備実施設計に関する標準業務
- (ロ) 空調換気設備実施設計に関する標準業務
- (カ) 機械設備（昇降機を含む。）実施設計に関する標準業務

イ 追加業務の内容及び範囲

(ア) 一般事項

a 積算業務

（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴収、見積検討資料の作成、設計内訳書の作成等）

- (a) 建築積算
- (b) 電気設備積算
- (c) 給排水衛生設備積算
- (d) 空調換気設備積算
- (e) 昇降機等積算
- (f) その他積算

b コスト縮減計画書・ライフサイクルコスト概算書の作成

c リサイクル計画書の作成

- d 透視図作成（鳥瞰1点、外観1点、内観2点）サイズA3
- (イ) 計画作成業務
 - 豊川市総合保健センター（仮称）整備に係る基本設計業務のうち、精査が必要な業務に係る検討
- (ウ) 申請手続き等業務
 - a 豊川市土地利用事業指導要綱に基づく手続き業務
 - b 関係法令等に基づく各種申請手続き又は届出業務（標識看板の作成及び設置・撤去、設置報告書等の作成・届出等を含む。）
 - c 特定建築物環境配慮計画書の申請手続き業務及び計算書の作成
 - d 確認申請手続き業務（手数料の納付は含まない。）
 - e 構造計算適合性判定に係る申請手続き業務（手数料の納付は含まない。）
 - f 省エネ適合判定に係る申請手続き業務（手数料の納付は含まない。）
 - g 人にやさしい街づくり条例の申請手続き業務
- (I) その他
 - a 概略工事工程表の作成
 - b 概算工事費の検討業務
 - c 模型を作成すること（1/200程度、アクリルケース入り）
 - d 比較検討資料の作成
 - e その他本業務に必要な業務

3 業務の実施

(1) 一般事項

- ア 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づく。
- イ 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づく。
- ウ 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づく。
- エ 本業務の実施にあたっては所要の現地調査等を行い、必要に応じて発注者に報告し、適切に実施すること。
- オ 本業務により何らかの決定や選定等を行う場合、必要に応じて比較検討資料を作成の上その経緯を記録すること。
- カ 設計と条件を変更することが生じた場合は、発注者と受注者が協議して決定する。

(2) 適用基準等

本業務は以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。本仕様書に明記されていない事項があるときは、発注者と受注者が協議して決定する。

ア 建築

- (ア) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）

- (イ) 建築工事設計図書作成基準
- (ウ) 建築設計基準
- (I) 建築構造設計基準
- (オ) 建築工事標準詳細図
- (カ) 構内舗装・排水設計基準
- (キ) 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準

イ 建築積算

- (ア) 公共建築数量積算基準
- (イ) 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- (ウ) 建築工事見積書標準書式（建築工事編）
- (I) 営繕工事積算チェックマニュアル（建築工事編）

ウ 設備

- (ア) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- (イ) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- (ウ) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- (I) 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- (オ) 建築設備工事設計図書作成基準
- (カ) 建築設備計画基準（電気設備工事編）
- (キ) 建築設備設計基準（機械設備工事編）
- (ク) 雨水利用システム計画基準

エ 設備積算

- (ア) 公共建築設備数量積算基準
- (イ) 公共建築工事内訳書作成要領（設備工事編）
- (ウ) 公共建築工事見積書標準書式（設備工事編）
- (I) 営繕工事積算チェックマニュアル（電気設備工事編）
- (オ) 営繕工事積算チェックマニュアル（機械設備工事編）

(3) 業務計画書

ア 受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

イ 業務計画書には、以下の事項を記載するものとする。

- (ア) 業務概要
- (イ) 実施方針
- (ウ) 業務工程
- (I) 実施体制及び組織図
- (オ) 打合せ計画
- (カ) 連絡体制（緊急時を含む。）
- (キ) その他発注者が必要とする事項

(4) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

ア 業務着手時

イ 定例打合せ（原則、月2回）

ウ 監督職員又は総括責任者が必要と認めたとき

(5) 会議、説明会等への支援

学識経験者や豊川市医師会、豊川市歯科医師会、豊川市薬剤師会、市関係部署等から意見を聴き、助言を受けるため設置する建設検討委員会、その準備を行う同作業部会等発注者、受注者及び関係者が出席する会議、打合せに必要な資料を作成の上、必要に応じて会議へ出席し技術的アドバイス等を行う。

ア 建設検討委員会 4回程度

イ 建設検討委員会作業部会 4回程度

ウ その他会議等 6回程度

(6) 雨水流出抑制の方針及び計画図等の作成

集中豪雨等による河川の氾濫を防ぐべく、建設予定地において、一時的に降水を止める貯留・浸透施設等の検討を行うこと。

(7) 業務内容及び成果物について疑義が生じた場合

実施した業務及び提出した成果物について疑義が生じた場合、誠意と責任をもって迅速かつ確実に対応すること。

(8) その他、業務の履行に係る条件等

ア 成果物提出場所

成果物の提出場所は、基本設計業務については豊川市子ども健康部保健センターとし、実施設計業務は建設部建築課とする。

イ 成果物の取り扱いについて

本業務の成果物に係る著作権及び所有権については、発注者に帰属するものとする。ただし、受注者の通常の発表に使用すること等を妨げるものではない。

ウ その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、発注者と受注者が協議し決定する。

4 成果物

(1) 調査業務

成果物等		形態	部数
1)地質調査	○調査結果報告書 ①柱状図 ②断面図 ③土質試験結果表	A 4	3部

	○土質標本	適宜	一式
	○その他監督員が指示するもの	適宜	一式

(2) 基本設計業務

成果物等		形態	部数	
1)建築総合	○建築（総合）基本設計図書	A 3	5部	
	①計画説明書			
	②仕様概要書			
	③仕上概要表			
	④面積表及び求積図			
	⑤敷地案内図			
	⑥配置図			
	⑦平面図（各階）			
	⑧断面図			
	⑨立面図			
	⑩主要部詳細図			
	⑪外構図			
	○工事費概算書	A 4	2部	
	○サイン基本計画	A 4	5部	
2)建築構造	○構造基本設計図書	A 3	5部	
	①構造設計説明書			
	②構造設計概要書			
	○工事費概算書	A 4	2部	
3)設備	電気設備	○電気設備基本計画設計図書	A 3	5部
		①電気設備計画説明書		
		②電気設備設計概要書		
		③各種技術資料		
		○工事費概算書	A 4	2部
	給排水衛生設備	○給排水衛生設備基本計画設計図書	A 3	5部
		①給排水衛生設備計画説明書		
		②給排水衛生設備設計概要書		
		③各種技術資料		
	○工事費概算書	A 4	2部	
空調換気設備	○空調換気設備基本計画設計図書	A 3	5部	
	①空調換気設備計画説明書			
	②空調換気設備設計概要書			
	③各種技術資料			
	○工事費概算書	A 4	2部	

成果物等		形態	部数
	昇降機等	○昇降機等基本計画設計図書 ①昇降機等計画説明書 ②昇降機等設計概要書 ③各種技術資料	A 3 5部
		○工事費概算書	A 4 2部
4)その他		○コスト縮減計画書 ○ライフサイクルコスト概算書 ○建築物の環境配慮に係る計画書 ○雨水流出抑制に係る計画書 ○透視図（鳥瞰・外観・内観） ○基本設計説明書 ○基本設計説明書（概要版）	適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 2部 100部 200部
5)資料		○各記録書 ○各種データ	A 4 2部 適宜 適宜

(注)

- 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
- 2 建築構造の成果物は、総合の成果物に含めることができる。
- 3 設備の成果物は、総合の成果物に含めることができる。
- 4 「計画説明書」には、設計主旨、計画概要及び施設の維持・管理に関する記載を含む。
成果物は、監督職員の指示により、ファイル綴じ又は製本する。
- 5 「設計概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。
- 6 各種データは、監督職員の指示によるデータ形式により、CD又はDVDに保存し、提出する。

(3) 実施設計業務

成果物等		形態	部数
1)建築総合	○建築（総合）設計図 ①建築物概要書 ②仕様書 ③仕上表 ④面積表及び求積図 ⑤敷地案内図 ⑥配置図 ⑦平面図（各階） ⑧断面図 ⑨立面図（各面） ⑩矩計図	適宜	5部

成果物等		形態	部数
	○その他	適宜	適宜
給排水衛生設備	○給排水衛生設備設計図 ①仕様書 ②敷地案内図 ③配置図 ④給排水衛生設備配管系統図 ⑤給排水衛生設備配管平面図（各階） ⑥消火設備系統図 ⑦消火設備平面図（各階） ⑧排水処理設備図 ⑨その他設置設備設計図 ⑩部分詳細図 ⑪屋外設備図 ○工事費概算書 ○各種計算書 ○その他	適宜 A 4 適宜 適宜	5部 2部 2部 適宜
空調換気設備	○空調換気設備設計図 ①仕様書 ②敷地案内図 ③配置図 ④空調設備系統図 ⑤空調設備平面図（各階） ⑥換気設備系統図 ⑦換気設備平面図（各階） ⑧その他設置設備設計図 ⑨部分詳細図 ⑩屋外設備図 ○工事費概算書 ○各種計算書 ○その他	適宜 A 4 適宜 適宜	5部 2部 2部 適宜
昇降機等	○昇降機等設計図 ①仕様書 ②敷地案内図 ③配置図 ④昇降機等平面図 ⑤昇降機等断面図	適宜	5部

成果物等		形態	部数
	⑤設計内訳書		
5)その他	○透視図（鳥瞰・外観・内観）	適宜	2部
	○日影図	A3	3部
	○実施設計説明書	A4	100部
	○実施設計説明書（概要版）	適宜	200部
	○リサイクル計画書	適宜	2部
	○概略工事工程表	適宜	適宜
	○各種データ	適宜	適宜
	○原図	適宜	1部
	○模型（アクリルケース入り）	1/200程度	1点

(注)

- 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
- 2 建築構造の成果物は、総合の成果物に含めることができる。
- 3 「見積書等関係資料」及び「設計内訳書」の作成は、積算営繕システムRIBC2（（一財）建築コスト管理システム研究所）による。
- 4 設計図は、適宜追加してよい。
- 5 成果物は、監督職員の指示により、ファイル綴じ又は製本する。
- 6 各種データは、監督職員の指示によるデータ形式により、CD又はDVDに保存し、提出する。